

第1号様式（第6条関係）

知多市省エネ家電普及促進補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

別表の内容について同意及び誓約の上、次のとおり知多市省エネ家電普及促進補助金の交付を申請します。

家電種類	メーカー	型番	購入日及び設置日	購入金額(税抜)
			購入日 年 月 日 設置日 年 月 日	円
			購入日 年 月 日 設置日 年 月 日	円
値引きがある場合は値引き額				▲ 円
合計				円
購 入 店				

添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し（購入日、購入店名、購入製品の種類、本体費用、工事費、消費税その他補助対象家電購入費用の内訳（値引きがある場合は、当該金額を含む。）が全て記載されているもの）
- (2) 補助対象家電の型番及び製品番号が記載されたメーカー発行の保証書の写し又は補助対象家電に貼付された型番及び製品番号ラベルを撮影したもの
- (3) 補助対象家電購入日以降の日付の家電リサイクル券の控えの写し（領収書等に家電リサイクル料金が記載されている場合は省略可）

別表（知多市省エネ家電普及促進に係る確約事項）

番号	内容
1	購入した家電が、知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱第2条に規定する補助対象家電である。
2	申請に必要な添付書類を全て添付している。
3	申請者本人又は同一世帯員が本補助金及び本補助金と対象が重複する国その他地方公共団体の補助金の交付を受けていない。
4	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない。
5	補助金受領後に1～4の各項目の内容と相違が発生した場合は、交付された補助金全額を市が指定する期日までに返還する。
6	補助対象家電を、耐用年数等に相当する期間内に処分した場合は、知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱の規定に従い、補助金を返還する。
7	本補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が住民基本台帳の閲覧や市税の納税状況を確認することに同意する。
8	市が補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、補助対象家電に関する調査等（補助対象家電の設置場所への入室等）を依頼した場合は、必ず協力する。